⑸　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。
⑹　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
⑺　本工事に係る申請書及び資料の提出にあたって、技術提案［ＶＥ提案］により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書［ＶＥ提案］を提出すること。ただし、技術提案［ＶＥ提案］が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加ができる。
　また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること（詳細は入札説明書参照。）。
⑻　専任の監理技術者の配置を義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は入札説明書参照。）。
⑼　手続における交渉の有無　無。
⑽　契約書作成の要否　要。
⑾　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑿　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
⒀　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⒁　競争参加資格の確認の通知において、ＶＥ提案により競争参加資格を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案を提出した者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。
⒂　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒃　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒄　本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
⒅　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Atsushi Fukasawa Director-General of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Chubu-Oudan Obigane Daiiti tunnel.
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 6 September 2013.
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 7 November 2013 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 7 November 2013).
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower-2 2―1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330―9724 Japan TEL 048―601―3151 (ex2525)

○第２号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　中部横断自動車道大石川橋上部工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　自）長野県南佐久郡佐久穂町大字畑　至）長野県南佐久郡佐久穂町大字千代里
⑷　工事内容　大石川橋　ＰＣ４径間連続ラーメン箱桁橋　橋長　Ｌ＝295ｍ　支間長　Ｌ＝59.15ｍ＋２＊87.5ｍ＋59.15ｍ　幅員　11.4m
　コンクリート　約3,400㎥、鉄筋　約860ｔ、ＰＣ鋼材　約159ｔ、架設工　１式、支承工　１式、橋梁付属物工　１式、橋台工　１式、橋脚工１式
⑸　工期　契約締結の翌日から平成27年６月30日まで。
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約3,400㎥、鉄筋　約860ｔ
⑺～⑿　第１号１⑺～⑿に同じ
⒀　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は長野国道事務所のホームページにより公表する。
⒁～⒆　第１号１⑭～⒆に同じ

2　競争参加資格
⑴　第１号２⑴に同じ
⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）におけるプレストレスト・コンクリート工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　第１号２⑷に同じ
⑷　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
　㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
　㋑　橋梁形式が床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続橋であること。
　㋒　最大支間長が、65m以上であること。
　㋓　架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。
　ただし、上記㋐～㋓は同一工事であること。
　なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、元請けとして完成・引渡しが完了した上記㋐、㋑の施工実績を有すること。ただし、上記㋐、㋑は同一工事であること。
　また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑸　第１号２⑹に同じ
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
　複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。
　①　第１号２⑺①に同じ
　②　１人の者が、平成10年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑷に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、上記⑷㋐～㋓は同一工事とすること。
　なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
　ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
　また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。
　③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑺～⑽　第１号２⑻～⑾に同じ